

外務委員会

外務調査室

1 米国

(1) トランプ氏の大統領就任と日米関係

2025年1月20日に大統領就任式¹が行われ、共和党のドナルド・トランプ氏が大統領に就任した。連邦議会でも共和党が上下両院の多数を占める中、トランプ大統領は、主要閣僚に自身に忠実な人物を起用し、第一期政権以上に自身が掲げる政策の実現を追求すると予想されている。

バイデン前政権が多国間協力や国際協調を重視する外交方針であったのに対し、トランプ大統領は第一期政権時と同様に「米国第一」を掲げている。国際機関等への拠出には否定的で、首脳同士の個人的な関係や二国間の「ディール（取引）」を重視する外交を展開するとみられている。

トランプ大統領が就任初日に掲げた主な政策

【就任演説】

- ・ 米国を第一に考える
- ・ 不法移民対策として南部国境に国家非常事態を宣言、軍隊を派遣
- ・ 国家エネルギー非常事態を宣言、「ドリル・ベイビー・ドリル」（石油・天然ガスを掘りまくれ）、米国のエネルギーを世界中に輸出
- ・ グリーン・ニューディール政策を終了、電気自動車の義務化を取り消す
- ・ 貿易制度の見直しを開始、外国に関税を課す、関税等を徴収するため対外歳入庁を設立
- ・ 政府効率化省を設立
- ・ 性別は男性と女性の二つだけであることが政府の公式方針
- ・ 最強の軍隊を再び構築
- ・ 「メキシコ湾」の名前を「アメリカ湾」に変更、パナマ運河を取り戻す
- ・ 火星に星条旗を掲げるために、米国人宇宙飛行士を送り込む

【ホワイトハウスで記者団に】

- ・ カナダとメキシコからの輸入品に25%の関税を課すことを検討、2月1日に実施の可能性も
- ・ NATO加盟国に対国内総生産（GDP）比5%の国防支出を要求
- ・ ロシアによるウクライナ侵略の早期終結を目指す

【大統領令に署名】

- ・ パリ協定からの離脱、世界保健機関（WHO）からの脱退

（トランプ大統領の就任演説及び各種報道（2025.1.21 現在）を基に当室作成）

我が国との関係では、我が国の防衛費について「GDPの2%」の水準²を超える増額を求める可能性や在日米軍駐留経費の日本側負担の増額を求める可能性³が指摘されている。

¹ 我が国からは、岩屋外務大臣が出席した。

² 我が国は、「国家安全保障戦略」（令和4年12月16日国家安全保障会議決定、閣議決定）において、防衛費を「2027年度において、現在の国内総生産（GDP）の2%」とする方針を掲げている。

³ 第一期トランプ政権で国家安全保障担当大統領補佐官を務めたボルトン氏は、その著書で、「トランプ大統領が現行の4倍に相当する年間約80億ドルの日本側負担を要求している」旨を自身が日本政府に伝えたとしている。なお、現行の在日米軍駐留経費負担に係る特別協定は2026年度までを対象としている。

また、バイデン政権下で立ち上げられたインド太平洋経済枠組み（IPEF）⁴からの離脱や、日米豪印（いわゆるQUAD）、日米韓等のインド太平洋地域における多国間協力の停滞・後退も懸念されている。経済面では、関税の引上げやこれを交渉材料に貿易交渉を迫られる可能性⁵、米国が半導体などの分野で更に対中規制を強化した場合に我が国に対しても同様の規制強化を求めてくる可能性などが指摘されている。我が国政府は、日米同盟を外交・安全保障の基軸としており、トランプ新政権との間でも、緊密な意思疎通を行い、日米同盟対処力・抑止力を高めると同時に、あらゆる分野において同盟をより高みに引き上げたいとしている⁶。石破総理は、トランプ大統領との会談について、「政権発足後、最もふさわしい時期に、最もふさわしい形で行うことで、早期の実現を目指して最終的な調整を行っている⁷」としており、2月前半で調整していると報じられている。

(2) 日本製鉄によるUSスチール買収計画

2025年1月3日、バイデン大統領は、日本製鉄による米製鉄会社USスチールの買収計画⁸について、米国の国家安全保障上の懸念を理由に、買収を禁止する行政命令を発表した。同盟国である日本の企業による買収を禁止するのは異例⁹である。

我が国政府は、日米双方の産業界から今後の日米間の投資について懸念の声が上がっているとして、米国政府に懸念の払拭を求めている¹⁰。石破総理は、「なぜ国家安全保障上の懸念があるかについて、きちんと述べてもらわなければこれからの話にならない。いかに同盟国であろうとも、今後の関係においてこうした点は非常に重要」¹¹と述べている。

本計画についてトランプ大統領は、選挙期間中から反対の立場を表明しており、大統領選後の2024年12月にも「全面的に反対する」「大統領として私はこの取引を阻止する」と表明している。

⁴ 豪州、ブルネイ、フィジー、インド、インドネシア、日本、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、韓国、シンガポール、タイ、米国及びベトナムの14か国が参加

⁵ 第一期トランプ政権との間では、米国が環太平洋パートナーシップ（TPP）協定から離脱した後に日米貿易協定の交渉が開始されたが、同時期に、米国は自動車・自動車部品に対する追加関税を課すための手続を進めていた。締結された日米貿易協定では、我が国が農産品の多くの品目でTPP協定と同程度の関税撤廃・削減を約束した一方、我が国から米国に輸出する自動車・自動車部品の関税については「関税の撤廃に関して更に交渉する」とされた（TPP協定では関税撤廃が約束されていた）。

⁶ 外務省ウェブサイト「岩屋外務大臣会見記録（令和6年12月27日）」

⁷ 首相官邸ウェブサイト「日米比首脳テレビ会議等についての会見（令和7年1月13日）」

⁸ 本買収計画に対しては、全米鉄鋼労働組合やUSスチールに買収を提案していた米製鉄会社クリーブランド・クリフスが反対している。

⁹ 米国内法に基づき、米国大統領は、対米外国投資委員会（CFIUS）の調査・勧告を受けて、米国企業の支配権を実行する外国企業が、国家安全保障に脅威を与える行動に出る可能性を示す確かな証拠がある場合に、外国による米国企業の買収を停止または禁止することができる。今回の案件以外で禁止命令が出されたのは8件で、うち7件が中国関連企業によるものである。

¹⁰ 日米外相会談（令和7年1月7日）において岩屋外務大臣からプリンケン国務長官に、日米比首脳テレビ会議（同年1月13日）において石破総理からバイデン大統領に、それぞれ求めている。

¹¹ 首相官邸ウェブサイト「石破内閣総理大臣年頭記者会見（令和7年1月6日）」

2 中国

(1) 日中関係総論

日本と中国は、共に重要な貿易相手国として緊密な経済関係を有し、人的交流も活発であり、日本政府は中国との関係を最も重要な二国間関係の一つであるとしている。

その一方で、我が国は中国との間において、尖閣諸島周辺海域における中国公船の活動¹²、東シナ海における我が国の排他的経済水域（E E Z）内の中国によるブイの設置¹³、在留邦人の安全確保問題¹⁴、中国によるALPS処理水の海洋放出を理由とする日本産水産物輸入規制措置など、様々な課題や懸案を抱えている。我が国は、累次の首脳会談や外相会談等においてこれらの懸案事項等を取り上げ、懸念を表明し、対応を求めてきた。

2024年11月15日に開催された石破総理と中国の習国家主席との日中首脳会談では¹⁵、日中両国は引き続き「戦略的互惠関係」を包括的に推進し「建設的かつ安定的な関係」を構築するという大きな方向性を共有していること、日中間の4つの基本文書¹⁶の諸原則と共通認識を堅持して率直な対話を重ねられる関係を築いていくこと、この大きな方向性の下であらゆるレベルで幅広い分野における意思疎通をより一層強化し、課題と懸案を減らし協力と連携を増やしていくために互いに努力することが確認された¹⁷。

(2) 日中両国間の最近の主な動き

ア 中国の日本人向け短期滞在ビザ免除措置の再開

中国の日本人向けの短期滞在ビザ免除措置は、2020年3月から、新型コロナウイルス感染拡大を理由に停止され、日本政府は我が国の経済界からの要望などを踏まえ、当該免除措置の早期再開を累次にわたり中国政府に要望してきた¹⁸。2024年11月22日、中国外務省は同月30日から我が国を含む9か国の一般旅券所持者に対し、ビザ免除措置を試行することを決定したこと、ビザ免除在留期間を15日から30日まで延長することを決定した

¹² 我が国が尖閣三島（魚釣島、北小島、南小島）を国有化した2012年以降は毎年、中国の海上法執行機関（中国海警局）の船舶による日本領海内への侵入事案が発生しており、2024年の発生件数は39件（同年12月28日現在）となっている（NHK NEWSWEB「沖縄 尖閣沖『接続水域』中国当局の船の航行日数 過去最多に」（2024.12.29））。なお、2023年の発生件数は34件、2022年は28件であった。

¹³ 2023年7月、東シナ海の我が国のE E Zで中国設置のブイが確認された。日本政府はブイの即時撤去を求めているが、中国側は応じていない。また、2024年12月には、与那国島南方の我が国のE E Zで中国が設置したと思われるブイが新たに確認された。

¹⁴ 中国では、2014年の「反スパイ法」施行後、国内法に違反したとして邦人が拘束される事案が発生し、現在も拘束中の邦人がいる。また、2024年には、蘇州で日本人学校スクールバスの停留所で日本人親子が中国人に襲われて負傷し、バスの案内係である中国人が亡くなったほか、深圳で日本人学校の児童が母親と共に徒歩で登校中、学校の校門近くで中国人に襲われ、亡くなるなど、邦人に危害が及んだ事案が発生した。

¹⁵ A P E C 首脳会議の際における日中首脳会談は、2022年から3年連続で行われている。

¹⁶ 1972年の「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」（日中共同声明）、1978年に発効した「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」（日中平和友好条約）、1998年の江沢民国家主席の訪日時に発出された「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」、2008年の胡錦濤国家主席の訪日時に発出された『「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明』の4つの文書を指す。

¹⁷ なお、石破総理は、2024年11月29日の第216回国会における所信表明演説においてもこれらについて言及している（首相官邸ウェブサイト「第二百十六回国会における石破内閣総理大臣所信表明演説」（2024.11.29））。

¹⁸ 外務省ウェブサイト「岩屋外務大臣会見記録」（2024.11.22）

こと等を発表した¹⁹。当該措置は11月30日から発表どおり実施されている。

イ 岩屋外務大臣の中国訪問（日中外相会談等）

2024年12月25日、岩屋外務大臣は中国を訪問し²⁰、李強中国首相への表敬や王毅中国外相との外相会談等を行ったほか、「第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話²¹」をあべ文部科学大臣と共に実施した。

日中外相会談では、「戦略的互惠関係」を包括的に推進し、「建設的かつ安定的な関係」を構築する、との大きな方向性の下、課題と懸案を減らし、協力と連携を増やしていくために互いに努力していくことを確認した。そのため、あらゆるレベルで幅広い分野による意思疎通をより一層強化するとともに、必要な協議と作業を加速化し、ハイレベルの意思疎通・往来の機会も活用しながら具体的な成果を挙げるために最大限努力することで一致した。また、岩屋外務大臣は、日本産水産物の輸入規制問題や、尖閣諸島をめぐる情勢等を含む東シナ海情勢、中国軍の活動の活発化、中国での邦人拘束事案など、我が国が中国との間で抱える諸懸案について懸念等を伝え、中国側の対応を求めた。さらに岩屋外務大臣は、中国側に対し、2024年12月に新たに確認されたブイも含め、我が国のEEZに設置されている中国のものと思われるブイの即時撤去を求めた。

「第2回日中ハイレベル人的・文化交流対話」では、岩屋外務大臣は、日中両国が「建設的かつ安定的な関係」を構築するためには国民同士の交流が基盤になる旨述べ、中国のビザ免除措置の再開を歓迎するとともに、中国人に対する観光ビザ緩和措置の実施を決定した旨表明した。この緩和措置には、10年間有効の観光数次ビザ²²の新設や、団体観光ビザの滞在可能日数の延長（15日間から30日間へ）、高齢層に対するビザ申請書類の簡素化等が含まれると説明されている。加えて、我が国から中国への渡航者数の回復を図り、相互の往来を促進するためには、短期渡航者を含む日本人滞在者全般の安心・安全の確保が重要である旨強調した。

¹⁹ 人民網日本語版「中国が日本など9ヶ国をビザ免除対象国に 在留期間も30日まで延長」（2024.11.22）

²⁰ 外務大臣の中国訪問は2023年4月に林外務大臣が訪問して以来のことであった。

²¹ 「日中ハイレベル人的・文化交流対話」は、2019年6月のG20大阪サミットの際の日中首脳会談で、両国間の人的・文化交流を深化させる方策について方向性を確認し、今後の取組を促進する場として、両国首脳が創設に合意したものである。第1回対話は、2019年11月、東京において、日中両国の外相が議長を務め、文科相や教育部長を始めとするハイレベルの出席を得て行われた（外務省ウェブサイト「岩屋外務大臣の中国訪問」（2024.12.24））。

²² なお、このビザを取得して入国する場合に認められる1回あたりの滞在期間は、最長で90日間である（外務省ウェブサイト「岩屋外務大臣会見記録」（2024.12.27））。

3 朝鮮半島

(1) 韓国

日韓間には元徴用工問題²³や慰安婦問題²⁴、竹島問題²⁵など様々な問題が存在しているが、2022年5月の尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領就任以来、日韓関係は改善基調にある。そして、ロシアとの軍事的協力を深める北朝鮮への対応などを念頭に、日米韓でも安全保障協力を強化してきた。他方、尹政権は国内では少数与党であり、野党から対日姿勢を批判されていた。2024年12月の尹大統領による非常戒厳宣布に端を発する韓国国内の混乱に収束の見通しが立たないことから、日韓関係の先行きは不透明になっている。

ア 尹大統領による非常戒厳宣布及びその後の政治動向

2024年12月3日夜、尹大統領は緊急の談話²⁶で、「憲政秩序を守るため、非常戒厳を宣布する」と表明した²⁷。この直後、戒厳司令官は、一切の政治活動を禁止するとの布告令を発出した。この布告

(参考) 韓国の「非常戒厳」を巡る主な経過

2024年 12/3	尹錫悦大統領が「非常戒厳」を宣布
12/4	国会が戒厳解除要求決議を可決。尹大統領が非常戒厳を解除
12/7	国会で尹大統領の1度目の弾劾訴追案が投票不成立
12/10	検察、金竜顕前国防相を内乱容疑で逮捕
12/14	国会が尹大統領の2度目の弾劾訴追案を可決。尹氏の職務停止。韓惠洙首相が大統領代行に
12/27	憲法裁で尹大統領の弾劾審判の手続き開始。国会が韓首相の弾劾訴追案を可決。崔相穆経済副首相が大統領代行兼首相代行に
12/31	ソウル西部地裁、尹大統領の拘束令状を発布
2025年 1/3	合同捜査本部、令状の執行手続きを開始したが、大統領警護庁に阻まれ中止
1/7	ソウル西部地裁、尹大統領の拘束令状を再発布
1/15	合同捜査本部、内乱容疑で尹大統領の身柄を拘束

(出所) 2025年1月15日までの各種報道を基に当室作成

²³ 1965年の日韓請求権・経済協力協定が、日韓両国及びその国民の間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されたことを確認しているにもかかわらず、2018年に韓国大法院（最高裁）は、第二次世界大戦中に日本統治下の朝鮮半島において日本企業に「強制徴用」されたとされる韓国人（元徴用工）に対する損害賠償の支払い等を日本企業に命じる判決を確定させた。日本政府は同協定に反するとして韓国政府に対して適切な措置を講ずることを強く求めたが、文在寅（ムン・ジェイン）政権は具体的な措置を取らなかった。尹政権は2023年3月に、韓国政府傘下の財団が原告に賠償金相当額を支払う「第三者弁済方式」による解決策を発表し、2023年12月から2024年1月にかけて、韓国大法院が9件の同種の訴訟につき日本企業に対して損害賠償の支払等を命じる判決を確定させたことに対しても、自らが発表した措置を踏まえた対応を継続していくことを表明している。日本政府は韓国政府が2023年に発表した措置を踏まえて適切な対応がなされるよう求めている。

²⁴ 慰安婦問題について、我が国は、1965年の日韓請求権・経済協力協定により解決済みとの立場であり、日韓両政府は、2015年12月の日韓外相会談における合意で約束した措置を双方が着実に実施するとの前提で、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」を確認している。日本政府は、元慰安婦が日本政府に対して提起した損害賠償訴訟に関し、原告の訴えを認めた2023年11月のソウル高等裁判所判決を含め、国際法の主権免除の原則や二国間の合意に明らかに反する判決は、断じて受け入れられないとしている。

²⁵ 1952年1月に李承晩（イ・スンマン）大統領が朝鮮半島の公海上にいわゆる「李承晩ライン」を一方向的に設定し、その中に竹島を取り込み、1954年には竹島に駐留部隊を派遣した。竹島の領有権に関する紛争を国際司法裁判所（ICJ）に付託すると我が国提案に韓国は応ぜず、その後も竹島への灯台やヘリポート等の設置、警備隊の常駐などを行い、竹島の不法占拠を続けている。我が国は、竹島は歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本の領土であるとの一貫した立場に基づき、韓国が何らかの措置を行うたびに厳重な抗議を重ねている。

²⁶ 尹大統領は談話で、野党による相次ぐ弾劾訴追に触れ、これは国家機能を妨害し、司法・行政システムをまひさせていると強調した。また、予算案に合意しない野党の対応を「大韓民国の国家財政を翻弄している」とし、予算を政治的論争の手段として利用していると非難した。

²⁷ 外務省海外安全情報「韓国大統領による「非常戒厳」の宣布について（第1報）」

令発出を受け、禹元植（ウ・ウォンシク）国会議長は、戒厳令解除の唯一の方法である国会議員による表決²⁸を行うため、全議員（300人）に国会召集を命じた。翌4日午前1時頃、採決に参加した野党と一部与党議員（計190人）の全員の賛成により、国会は解除要求決議案を可決した。戒厳令発出から約6時間後、尹大統領は非常戒厳の解除を発表した²⁹。

野党は、非常戒厳宣布は憲法違反だとして尹大統領の弾劾訴追案を提出したが、投票不成立³⁰となった。その後、12日に再度弾劾訴追案が提出され、14日に弾劾訴追案は可決された。憲法裁判所は、事件を受け付けた日から180日以内に尹大統領の罷免の是非を判断することとなる。また、尹大統領は職務停止となり、韓惠洙（ハン・ドクス）首相が大統領代行と首相を兼ねることとなった。しかし、憲法裁判所の判事の任命³¹を韓首相が保留したことに反発し、野党は同月26日に韓首相の弾劾訴追案も提出した。翌27日、弾劾訴追案が可決され、崔相穆（チェ・サンモク）経済副首相兼企画財政相が大統領代行と首相を兼ねることとなった。また、同日より、憲法裁判所で尹大統領の弾劾審判の弁論準備手続きが開始された。

他方、12月8日、韓国検察は尹大統領を内乱容疑³²で捜査中だと発表した。10日には、尹大統領に戒厳令を進言した金竜顕（キム・ヨンヒョン）前国防相が内乱容疑で逮捕された。尹大統領は「高位公職者犯罪捜査庁」（公捜庁）と警察から成る合同捜査本部からの計3回の出頭要請を拒否したため、31日、内乱首謀容疑での拘束令状（2025年1月6日期限）が発布された。2025年1月3日には大統領警護庁に執行を阻まれたが、7日に再発布された拘束令状を同月15日、合同捜査本部が執行し、内乱容疑で尹大統領の身柄を拘束した。韓国の現職大統領が身柄を拘束されたのは史上初となる。

イ 今後の日韓関係

尹大統領職務停止後の12月19日、石破総理は大統領権限代行（当時）の韓首相と電話会談を行い、両国関係を維持発展させるため、緊密な意思疎通を続け、2025年の日韓国交正常化60周年³³に合わせて交流事業の準備を進めることで一致した。また、核ミサイル開発を続ける北朝鮮に対し、日韓・日米韓で緊密に連携することも確認した³⁴。2025年1月

²⁸ 韓国憲法では、国会は在籍議員の過半数の賛成により、戒厳の解除を要求することができる定められている。

²⁹ ジェトロ『ビジネス短信』「尹大統領が非常戒厳を布告も、短時間で解除発表」（2024.12.4）

³⁰ 韓国憲法では、大統領の弾劾訴追案について、国会（定数300）の在籍議員の過半数で発議でき、可決には3分の2（200）以上が必要と定められている。

³¹ 9人の裁判官で構成される憲法裁判所は、尹大統領の弾劾訴追案可決時3人が空席となっていた。大統領の弾劾には6人以上の賛成が必要であることから、裁判官補充の有無が弾劾審判の行方に影響するとみて与野党間で激しい攻防が行われていた。（『日本経済新聞』（2024.12.18））韓首相に代わり大統領代行となった崔経済副首相は12月31日に欠員3人のうち2人を任命し、残る1人についても「与野党の合意が確認され次第、任命する」としている。（『読売新聞』（2025.1.1））

³² 韓国憲法において大統領は「不訴追特権」が保障されているが、内乱罪はその例外となっている。

³³ 1965年6月、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」が調印され、同年12月に批准書を交換し、日韓両国の国交が正常化した。国交正常化に当たり日韓基本条約、日韓請求権・経済協力協定及びその他関連協定が締結された。

³⁴ 外務省ウェブサイト「石破総理大臣と韓惠洙（ハン・ドクス）韓国大統領権限代行・国務総理との電話会談」（2024.12.19）

13日に岩屋外務大臣が訪韓し行われた日韓外相会談では、日韓関係の重要性は変わらないという認識が改めて共有され、アメリカのトランプ政権の発足を念頭に、北朝鮮への対応などをめぐり、日米韓の3か国で連携して取り組んでいくことが確認された。

他方、「大統領が変われば、日韓関係が再び冷え込んでしまう可能性があり、両国間の経済関係にも悪影響をもたらす」との指摘もある³⁵。

(2) 北朝鮮

ア 露朝間の軍事協力の進展と東アジアへの影響

2024年12月、北朝鮮がロシアとの間で6月に署名した「包括的戦略パートナーシップ条約」が発効した。同協定は、一方が武力侵攻を受けて戦争状態に陥った場合、「保有するあらゆる手段で軍事的、その他の援助を提供する」と定めており、「事実上の軍事同盟」とも指摘されている³⁶。同年10月には、北朝鮮がウクライナ侵攻を続けるロシアを支援するため総勢1万2千人に上る北朝鮮兵の派遣を始めたことを米国、韓国、ウクライナ政府等が明らかにした。最近の露朝軍事協力の進展の動きに対し、12月16日、G7を始めとする10か国・1機関の外相は、露朝協力を非難する外相共同声明を発出した。共同声明は、ロシアのウクライナに対する侵略戦争への北朝鮮の直接支援は「欧州及びインド太平洋の安全保障に深刻な影響をもたらす、紛争の危険な拡大を意味する」ことを指摘し、朝鮮半島の緊迫した状況を悪化させることとなる「大量破壊兵器及びその運搬手段を含む北朝鮮による不法な兵器計画に対しロシアが提供している可能性のある、いかなる政治的、軍事的又は経済的支援も深く懸念している」ことを表明した³⁷。

イ 核・ミサイル問題

北朝鮮の弾道ミサイル発射及び核実験に対し、国連安全保障理事会（安保理）は、2006年から11本の北朝鮮に対する制裁決議を採択し、段階的に制裁を強化してきたが、2022年5月に米国が提案した制裁強化の内容を含む新たな決議案³⁸は、安保理の常任理事国であるロシアと中国の拒否権行使により否決された。また、2024年3月には、安保理において、北朝鮮に対する制裁の履行状況を監視する北朝鮮制裁委員会専門家パネル³⁹の任期を1年延長する決議案がロシアの拒否権行使により否決され、専門家パネルは4月に活動を終了した。このような状況のなか、日米韓を含む11か国⁴⁰は、10月に、安保理決議に定められた制裁措置の違反及び回避を監視し報告するための多国間メカニズムとして「多国間

³⁵ 木内登英野村総研金融 IT イノベーション事業本部エグゼクティブ・エコノミスト「韓国で非常戒厳：日韓関係が再び悪化すれば日本のGDPを0.23%押し下げると試算」（野村総研 & N 未来創ラボ コラム 2024.12.4）

³⁶ 『朝日新聞』（2024.12.5夕刊）等

³⁷ 外務省ウェブサイト「露朝協力を非難する外相共同声明の発出」（令和6年12月16日）

³⁸ 北朝鮮が2017年11月以来となるICBMを発射したことを受けたもの。2017年12月に採択された決議には、北朝鮮がさらなるICBMの発射を実施する場合には、安保理が「北朝鮮に対する石油の輸出を更に制限するための行動をとることを決定する」と明記されていた。

³⁹ 2009年5月25日に北朝鮮が行った核実験（2回目）をきっかけに同年6月12日に安保理決議（第1874号）が採択され、同決議に基づき、北朝鮮制裁委員会の下に専門家パネルが設置された。

⁴⁰ 日本、米国、韓国、豪州、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ニュージーランド及び英国

制裁監視チーム（MSMT）」の設立を発表し、全ての国に対して参加を呼び掛けた。MSMTについては、その活動を実効的なものにするうえで、各構成国の強みを生かした調査を主導したり、調査結果に基づき、有志国合同の制裁などの措置を提案するといった形で日本が主導的な役割を果たすことができるとの指摘もある⁴¹。

ウ 拉致問題

北朝鮮による拉致問題は、2002年に5人の拉致被害者が帰国してから20年以上が経過したが、その後、新たな拉致被害者の帰国は実現していない。石破総理は、第214回国会の所信表明演説において、拉致問題は「ひとときもゆるがせにできない人道問題、国家主権の侵害であり、政権の最重要課題」と位置付け、「日朝平壤宣言の原点に立ち返り、すべての拉致被害者の一日も早い御帰国を実現するとともに、北朝鮮との諸問題を解決するため、私自身の強い決意の下で、総力を挙げて」取り組むとしている⁴²。

4 ロシア

(1) ロシアによるウクライナ侵略

ア 概況

2022年2月24日にロシアが「特別軍事作戦」と称してウクライナに対する全面的な侵略を開始してから3年が経過しようとしている。

ウクライナへの侵略が長期化し、ロシア軍の兵員不足が深刻化する中、ロシアは北朝鮮から兵士を受け入れ、派遣された北朝鮮兵は、ロシア西部のクルスク州において、ウクライナ軍との戦闘に加わっているものとみられる。露朝の間では、2024年12月に「包括的戦略パートナーシップ条約」が発効するなど、軍事面も含めた協力関係の深化がみられる。

北朝鮮兵の戦闘への参加を受けて、米国のバイデン大統領は、これまでの慎重姿勢から方針転換し、ウクライナに対して、米国製の長距離兵器を使ったロシア領内への攻撃を承認したと報じられた⁴³。これに対して、ロシアのプーチン大統領は核兵器使用の条件を示した「核ドクトリン」の改定を承認する大統領令に署名した。改定された核ドクトリンでは、核保有国による支援等を受けた非核保有国による侵略は、共同攻撃とみなす旨明記されており、そのような場合における核兵器による反撃の可能性を示唆している。

ロシアによるウクライナ侵略が長期化の様相を呈する中、2025年1月に就任した米国のトランプ大統領は、早期の停戦を主張し、仲介の動きを活発化させている。しかしながら、プーチン大統領は、ウクライナがNATO加盟を断念し、ウクライナの東・南部4州から

⁴¹ 竹内舞子早稲田大学紛争交渉研究所招聘研究員（国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル元委員）「〈3〉 試練の時を迎えた安保理北朝鮮制裁」（2024. 11 No. 214 CISTEC Journal）

⁴² 石破総理は、2024年9月の自民党総裁選の政策集で「東京・平壤相互の連絡事務所開設」を掲げていたが、所信表明演説では言及しなかった。拉致被害者家族会は、石破総理との就任後初の面会において、連絡事務所開設構想について「時間稼ぎした上で幕引きすることにしか寄与しない」として反対し、石破総理からは、連絡事務所構想に言及することはなく、日朝首脳会談に意欲を表明したと報じられている。（『産経新聞』（2024. 10. 18））

⁴³ 11月19日には、ウクライナは米国から供与された長距離ミサイルを用いてクルスク州に隣接するブリャンスク州の軍事施設を攻撃した。

同国軍が撤退することを交渉開始の前提とする一方で、ウクライナのゼレンスキー大統領は、占領された全ての領土を実力で奪還することは困難だと認めつつも、停戦には自国が統治する地域がNATOの傘の下に置かれる必要があると述べるなど、両者の主張には大きな隔たりがある。トランプ大統領に対して、ウクライナ側には、ロシアによる侵略の終結に向けて決定的な役割を果たすことへの期待感と、大幅な譲歩を迫られることへの警戒感が交錯しているものとみられる。

イ 日本の対応

日本は、ロシアによるウクライナ侵略を「国際秩序の根幹を揺るがす暴挙」と厳しく非難し、他のG7諸国と足並みをそろえ、個人・団体等に対する資産凍結、輸出入禁止品目拡大など、対露制裁を維持・強化してきた。また、2024年6月からは、対露制裁の迂回に関与した中国やインド等、第三国の団体に対しても資産凍結や輸出禁止等の制裁措置を開始した。

日本は、ウクライナ支援として、これまでに2024年の45億ドルの支援を含む総額120億ドルを超える支援を確約・実施している。2024年2月には東京において「日・ウクライナ経済復興推進会議」を開催し、官民一体となってウクライナの復旧・復興を支える姿勢を示した。また、6月には、「日ウクライナ支援・協力アコード⁴⁴」に署名し、日本の対ウクライナ支援及び協力に関するコミットメントを示すとともに、ウクライナの問題は、欧州だけでなく、国際社会全体の問題であることを改めて示した。

2024年11月、岩屋外務大臣は、就任後初めてウクライナを訪問した。ゼレンスキー大統領への表敬では、ウクライナの公正かつ永続的な平和の一日も早い実現への支持を表明し、今後も協力していく旨述べるとともに、エネルギー支援や地雷対策の支援⁴⁵についても継続していく旨説明した。外相会談では、外交防衛当局者による二国間ハイレベル安全保障政策対話を実施することで合意した。また、岩屋外務大臣及びシュミハリ首相の立会いの下、両国政府間の情報共有の制度的基盤となる「日・ウクライナ情報保護協定⁴⁶」の署名が行われた。

(2) 日露関係（北方領土問題）

ウクライナ侵略を受けた日本による制裁措置に対してロシアは、2022年3月、日本を米国やEU諸国等と共に、「非友好国」に指定した。さらに同月、日本との平和条約交渉を継続する意思がないことを表明し、同年9月には、北方領土をめぐる「ビザなし交流」と「自由訪問」に関する日本との合意の効力停止を一方向的に発表した⁴⁷。

⁴⁴ 正式名称は「日本国政府とウクライナとの間のウクライナへの支援及び協力に関するアコード」。

⁴⁵ 2025年秋には、地雷対策支援を通じたウクライナの復旧・復興等について議論するための国際会議である「ウクライナ地雷対策会議」を日本が主催する予定である。

⁴⁶ 正式名称は「情報の保護に関する日本国政府とウクライナ政府との間の協定」。

⁴⁷ ロシア外務省は、北方墓参については影響しないとしており、日本国外務省も北方墓参の枠組み自体は生きているとの認識を示している（第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号9頁（令6.3.26））。他方、ロシア外務省は2023年3月、北方墓参の実施手続きに関する問題の検討に時間を要する旨、日本国外務省に通知した。日本は、北方墓参の再開について、ロシア側に外交上の働き掛けを行っているが、再開に向けた肯定的な反応は得られていないとされる（第213回国会参議院政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特

石破総理は、第216回国会の所信表明演説において、日露関係は、厳しい状況にあるとした上で、我が国としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持する旨表明した。また、岩屋外務大臣は、日露が隣国として対処する必要のある事項については、引き続き適切に対応する旨述べるとともに、北方四島交流訪問事業の再開を最優先事項の一つとし、特に北方墓参に重点を置いて、ロシアに対して事業の再開を強く求めていくとしている⁴⁸。

5 中東情勢

2023年10月7日のイスラム原理主義組織ハマス（以下「ハマス」という。）による越境攻撃以来、イスラエル軍はパレスチナ自治区ガザ地区におけるハマスとの闘いのほか、レバノンのシーア派勢力ヒズボラ、イエメンのホーシー派など「抵抗の枢軸」と呼ばれる親イラン武装勢力、またイランと攻撃の応酬を行ってきた。2024年秋にはイスラエル軍はハマスとヒズボラの軍事力を壊滅させ、また、同年12月にはイランがヒズボラへの補給路としていたシリアのアサド政権が崩壊した。トランプ大統領は、第一期政権ではイスラエル寄りの姿勢⁴⁹をとり、イランを孤立させる政策⁵⁰を進めた。第二期トランプ政権も在イスラエル大使、中東特使等の人事からはイスラエル寄りの姿勢をとるとみられている。

(1) パレスチナ自治区ガザ地区等をめぐる動き

2023年10月7日のイスラエル軍とハマス等との戦闘開始以降ガザ地区での死者数は4万6千人を上回った。2025年1月15日時点で約100名が人質として拘束されているとされる。

同地区では人口の9割に当たる約190万人が避難生活を送っており、戦闘開始から2度目の冬季を迎え、乳児や新生児の凍死が相次ぎ、また、物資搬入の滞りによる飢餓が深刻化している。イスラエル議会は2024年10月28日に「国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA⁵¹）」の国内活動・接触禁止法案を可決し、同法案は1月下旬施行の見通しとなっている。これによる人道危機の更なる悪化が懸念されている。

ガザ地区における停戦と人質解放に向けた交渉は、米国、エジプト及びカタールの仲介で断続的に続けられていた。トランプ大統領は就任前の2024年12月2日に自身の大統領就任までにハマスが人質を解放しなければ「地獄の代償」を払うことになるだろうと警告し、自らの指名した中東特使を仲介に参加させた。2025年1月15日、カタールが3段階の停戦合意を発表した。第一段階では1月19日から6週間にわたり停戦し、停戦期間中にハマスは33人の人質を解放し⁵²、イスラエル軍はガザ地区の人口密集地域から撤退するとしている。また、人道支援物資の搬入と配布を拡大するとしている。また、第二段階と第

別委員会会議録第3号5頁（令6.3.21）。

⁴⁸ 第216回国会衆議院外務委員会（令6.12.11）岩屋外務大臣発言

⁴⁹ 大使館のエルサレム移転、パレスチナ自治区ヨルダン川西岸への入植併合の支持、ゴラン高原占領地併合の承認等。

⁵⁰ 2020年のアブラハム合意でイスラエルと湾岸アラブ諸国との国交正常化を促した。

⁵¹ 1949年12月の国連総会決議302(4)に基づき設立し、1950年より活動開始。

⁵² 19日に発効し、同日、ハマスは人質女性3人を解放、イスラエルも拘束下のパレスチナ人90人を釈放した。

三段階について協議を継続し、恒久的な停戦を目指すとしている。バイデン前大統領は「今回の交渉は私の政権のもとで進展したものだが、合意の大部分は次の政権が実現することになる」と述べ、国連のグテーレス事務総長はすべての当事者に停戦合意の完全な履行を求めると同時に、「占領を終わらせ、イスラエルとパレスチナが平和と安全のうちに共存する2国家解決を実現することは、依然として緊急の優先事項だ」と強調した⁵³。他方、第二期トランプ政権はヨルダン川西岸への入植等のイスラエルの政策を支持すると予想され、2国家解決の道から遠ざかるとの見方がある⁵⁴。

(2) 周辺国をめぐる動き

レバノンでは2023年10月7日以降、ヒズボラとイスラエルが攻撃の応酬を続けていたが、2024年9月にイスラエルがヒズボラ幹部を殺害し、地上侵攻を行ったことでヒズボラが弱体化し、同年11月27日にイスラエルとレバノン政府の間で60日間の停戦が発効した。停戦合意発効後もイスラエルとヒズボラの攻撃は続いており一触即発の状態である。

イランは米国やイスラエルへの抑止力として、核開発とともに、ハマスやヒズボラ、ホーシー派など国外の親イラン勢力を支援してきた。2023年10月7日以降はイスラエルとの対立をさらに深め、2024年4月及び10月には直接攻撃の応酬を行った。この間7月に就任したペゼシュキアン大統領は国際社会との融和を掲げているとされているが、最高指導者ハーメネイ師はイスラエルへの報復姿勢を発信し続けている。トランプ大統領は第一期政権では革命防衛隊司令官を殺害しており、2024年の選挙後にもイスラエルによるイラン核施設への攻撃を容認したとされている。

(3) シリアをめぐる動き

2011年3月以降アサド政権と反政府勢力との間で内戦状態にあったシリアでは、2024年12月8日、イスラム過激組織「タハリール・アル・シャーム機構（HTS）」が主導する反体制派が首都ダマスカスを制圧し、アサド父子2代50年以上に及ぶ強権支配が崩壊した。アサド氏は国外脱出し、反体制派と前政権首脳は政権移譲に合意し、HTS系の指導者ムハンマド・バシル氏が暫定政権の首相（任期は2025年3月1日まで）に任命された。

13年9か月に及ぶ内戦では、イスラム国（ISIL）の存在や外国の介入⁵⁵もあり、50万人以上が犠牲となり、国内外で1300万人以上の避難民が生じた。前政権下で約15万人が拘束され行方不明となり、政権崩壊後には集団墓地が各地で発見されている。暫定政権は市民の拘束や拷問に関与した者を裁く特別法廷を設置する方針を示している。

暫定政府は各民族や宗派の代表など⁵⁶を集めて今後の国のあり方を話し合う包括的な国

⁵³ NHK NEWSWEB 「ガザ地区でイスラエルとハマス停戦合意」カタール発表」（2025年1月16日）

⁵⁴ Asia Pacific Alliance for Disaster Management(A-PAD) /Peace Winds Japan(PWJ) 上席顧問 宮原信孝 「イスラエル「一強」下の中東情勢——国際社会に何ができるのか」（笹川平和財団国際情報ネットワーク分析 2025.1.10）

⁵⁵ 欧米とトルコが一部の反政府勢力を支持し、イランとロシアがアサド政権を支持した。また米国はISILに対抗させるためクルド人勢力を支援した。

⁵⁶ イスラム教スンニ派が多数で、アサド政権を支えたアラウィ派は少数派。他にドゥルーズ派、キリスト教、

民対話会議を2025年1月初旬に予定していたが延期となった。また、暫定政府は旧反体制派を解散し国防省の下で統合することに合意したと発表しているが、合意には一部の武装勢力が加わっていない。

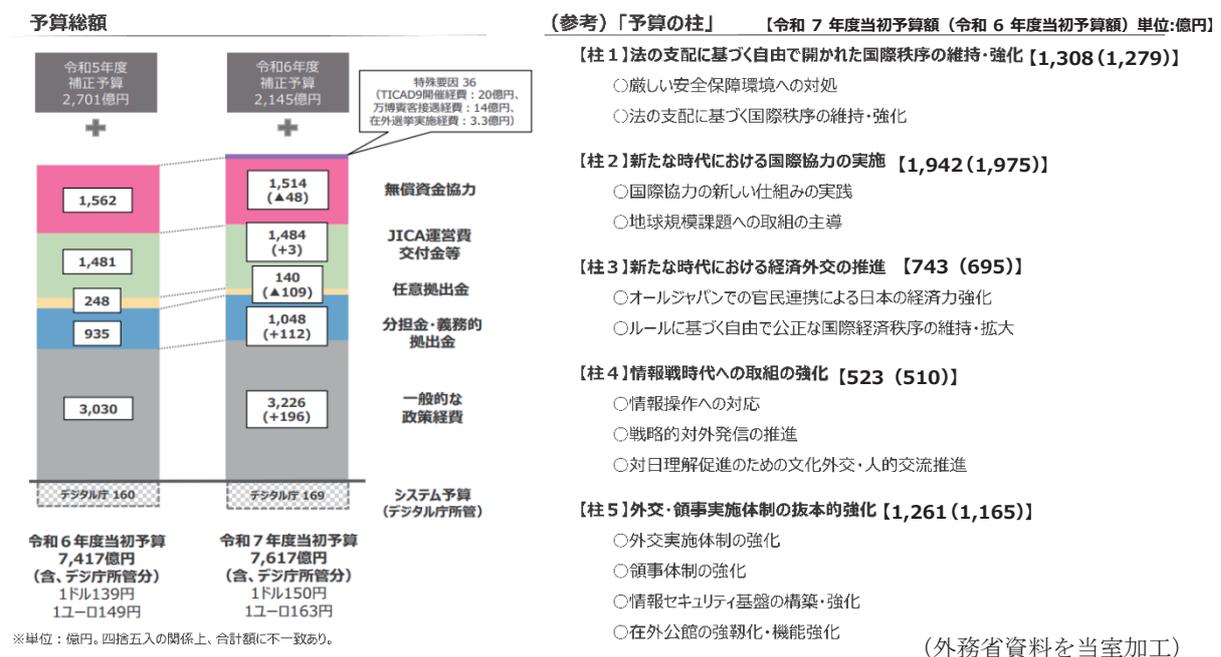
HTSについては、米国等がテロ組織に指定し制裁を課してきた⁵⁷が、トルコはHTSをテロ組織に指定しつつもISIL、アルカイダに対抗する意味でこれと連携し⁵⁸、暫定政権発足後は西欧諸国に対し、テロ組織指定の解除を求めている⁵⁹。国連シリア問題担当ペデルセン特使は12月15日首都ダマスカスを訪問し経済制裁については「早期に解除され、シリアの再建に向けて力を結集できることを期待する」と述べた⁶⁰。

トランプ大統領は、この地域に米国の戦力を投入することに消極的とされるが、アサド政権崩壊後にイスラエルは、ゴラン高原の緩衝地帯に進軍し、占領地の入植を拡大しており、国連事務総長は緩衝地帯からの撤退を求めている。⁶¹

6 令和7年度外務省予算案

令和7（2025）年度一般会計予算案のうち、外務省予算は総額7,617億円（デジタル庁所管分を含む。）が計上され、前年度比200億円の増額となっている。外務省は、予算の柱（重点項目）として5つを掲げている。（図表）

（図表）外務省の予算総額と「予算の柱」



クルド人が存在する。

⁵⁷ 前身のヌスラ戦線の一部として指定しているものと、2016年のHTS結成後に指定しているものがある。

⁵⁸ 公益財団法人中東調査会『中東かわら版』「No. 191 シリア:イドリブ県についてロシアとトルコが停戦合意」(2020. 3. 6)

⁵⁹ NHK NEWSWEB「トルコ外相 シリア暫定政権指導者と会談 影響力強めるねらいか」(2024年12月23日)

⁶⁰ NHK NEWSWEB「国連特使 暫定政権発足のシリア訪問 “経済制裁解除の必要”」(2024年12月16日)

⁶¹ NHK NEWSWEB「イスラエル アサド政権崩壊後 ゴラン高原で実効支配強化図る」(2024年12月22日)

外務省予算のうち、政府開発援助（ODA）予算は4,380億円が計上され、前年度比3億円の減額となっている。具体的には、無償資金協力を1,514億円（▲48億円）、JICA運営費交付金等に1,484億円（+3億円）、国際機関等分担金/拠出金に538億円（▲2億円）などが計上されている。なお、日本政府全体のODA事業量は、近年増加傾向にあり、令和7年度も拡大する見込みとなっている。ODAについては、財政制度等審議会の「令和7年度予算の編成等に関する建議」において、単なる量的拡大を追求するのではなく、日本経済への裨益や外交政策上の重要性を吟味の上、民間資金の動員⁶²や無償資金協力における滞留資金⁶³の活用を図りつつ、一層戦略的かつ効率的に活用すべきとされている。

また、厳しい国際情勢を踏まえ、安全保障対応に係る予算に重点が置かれ、政府安全保障強化支援（OSA）に81億円（+30億円）、情報セキュリティ強化に298億円（+8億円）、偽情報対策に14億円（+5億円）が計上されたほか、邦人保護や危機管理といった外交基盤強化に係る予算にも重点が置かれ、在外公館の機能強化に287億円（+15億円）、在外公館の職員待遇改善に104億円（+8億円）、在外公館の警備体制強化に101億円（+5億円）、日本人学校の安全対策強化に16億円（+5億円）が計上されている。

その他、新規に計上されている項目のうち主なものとして、日韓国交正常化60周年事業0.4億円、法の支配に基づく国際秩序の維持・強化に向けた中南米諸国・グループとの閣僚級及び事務レベル対話開催経費0.4億円、TICAD9開催経費20億円⁶⁴、鉱物資源安全保障パートナー（MSP）関連経費0.02億円、2025年万博賓客招聘・接遇等経費25億円、中国の各学校のスクールバスへの警備員の配置3.6億円がある。

内容についての問合せ先

外務調査室 河上首席調査員（内線 68460）

⁶² 外務省の「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」は、ODAによる民間資金動員の触媒機能を強化する観点から、JICAの機能を拡充し、発展途上国でのプロジェクトに対する信用保証やファンドの劣後階層への出資等を可能とすることなどを内容とする提言を令和6年7月12日に外務大臣に提出した。

⁶³ 外務省からJICAに交付済であるものの未だに執行されていない資金。財政制度等審議会の建議等を踏まえ、進捗の見通しが立たない案件に係る資金については他の案件への有効活用ができるよう柔軟性のある制度に見直すこととしている。これにより令和7年度は50億円程度が活用可能となる見込みとなっている。

⁶⁴ 当該年度限りの案件実施のための経費である「特殊要因」として計上されている。令和7年度外務省予算案（当初予算）には、36億円（TICAD9開催経費：20億円、万博賓客接遇経費：14億円、在外選挙実施経費：3.3億円）が計上されている。